

## 徳島県訓令第3号

庁 中 一 般  
東 部 各 局  
各 セ ン タ ー 等  
各 総 合 県 民 局  
徳島県教育委員会事務局  
徳島県人事委員会事務局  
徳島県監査事務局  
徳島県労働委員会事務局  
徳島県収用委員会事務局  
徳島県警察本部  
徳島県議会事務局

徳島県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和四年三月三十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県事務決裁規程の一部を改正する訓令

徳島県事務決裁規程（昭和四十二年徳島県訓令第六十号）の一部を次のように改正する。

別表第一危機管理環境部に属する事項の項第十三号の2中「第十二条の四第一項」を「第十二条の三第一項」に改め、同号に次のように加える。

3 第十二条の六第一項の規定による栄養塩類管理計画の策定

別表第一政策創造部に属する事項の項中第三号及び第四号を削り、同表県土整備部に属する事項の項中第十八号を第十九号とし、第九号から第十七号までを一号ずつ繰り下げ、第八号の次に次の一号を加える。

九 特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）第三条第四項及び第五項（これらの規定を同条第十一項において準用する場合を含む。）の規定による指定及び指定の変更又は解除並びに同条第十項（同条第十一項において準用する場合を含む。）の規定による公示

別表第二第三号の1中「指定代理納付者」を「指定納付受託者」に改める。

別表第三財務関係事項その一の表部長の欄第四号の1を次のように改める。

1 第二百三十一条の二の三第一項の規定による指定納付受託者の指定

別表第三財務関係事項その一の表部長の欄中第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号から第十三号までを一号ずつ繰り上げ、同表課長の欄第三号中「に関する」を「（昭和三十三年徳島県告示第四百四十六号）に関する」に改め、同号の2中「（引当金の繰入れ又は取崩しに係るものを除く。）」を削り、同表財務関係事項その二の表地方自治法第二百三十二条の三の規定による支出負担行為の項第十二号中「二十万円以上」を「三十万円以上」に、「二十万円未満」を「三十万円未満」に改める。

別表第四消防保安課の項課長の欄第八号中「第十四条第二項」を「第十六条第二項」に改め、同表グリーン社会推進課の項部長の欄第一号の1中「第二十一条第八項」を「第二十一条第十三項」に、「同条第十項」を「同条第十五項」に改め、同欄第八号の7中「第

十二条第一項」を「第十二条第二項」に改め、同表環境管理課の項部長の欄第九号の1中「第三条第二項」を「第三条第三項」に改め、同号の2中「第四条第二項（同条第五項）」を「第四条第三項（同条第六項）」に改め、同号の6中「第十二条の四第三項」を「第十二条の三第三項」に改め、同号の7中「第十二条の五」を「第十二条の四」に改め、同号中8を11とし、7の次に次のように加える。

8 第十二条の六第六項（第十二条の七第三項において準用する場合を含む。）の規定による栄養塩類増加措置を実施する者との協議並びに第十二条の六第七項（第十二条の七第三項において準用する場合を含む。）の規定による関係府県の知事及び市町村の長の意見の聴取並びに環境大臣との協議

9 第十二条の七第二項の規定による栄養塩類増加措置を実施する者との協議

10 第十二条の十の規定による関係府県の知事又は市町村の長に対する協力の要請  
別表第四環境管理課の項課長の欄第十一号の1中「第四条第四項（同条第五項）」を「第四条第五項（同条第六項）」に改め、同号の3中「第十二条の四第四項」を「第十二条の三第四項」に改め、同号の4中「第十二条の六第一項」を「第十二条の五第一項」に改め、同号に次のように加える。

5 第十二条の六第六項（第十二条の七第三項において準用する場合を含む。）の規定による工場又は事業場の設置者、住民その他の関係者の意見の聴取並びに第十二条の六第九項（第十二条の七第三項において準用する場合を含む。）の規定による栄養塩類管理計画の公告及び環境大臣に対する報告並びに関係府県の知事及び市町村の長に対する通知

別表第四市町村課の項部長の欄第十号中「審査」の下に「及び送付」を加え、同欄第十号中「第一条第二号の規定による報告及び通知並びに同条第三号の規定による返還命令」を「第一条第一号の規定による通知」に改め、同欄第十六号中「第七条第四項前段」を「（令和三年法律第十九号）第七条第四項前段」に改め、同欄第十八号中「離島振興法」の下に「（昭和二十八年法律第七十二号）」を加え、同項課長の欄第十三号中「第一条第一号の規定による通知」を「第一条第二号の規定による報告及び通知並びに同条第三号の規定による還付命令」に改め、同表未来創生政策課の項課長の欄第一号の1中「公告又は」を削り、同表次世代育成・青少年課の項部長の欄第二号の3中「において」を「及び第四百四十三条第一項において」に改め、同号の12を次のように改める。

12 第五十六条第四項（第四百四十四条において準用する場合を含む。）の規定による勧告、第五十六条第五項（第四百四十四条において準用する場合を含む。）の規定による公表、第五十六条第六項（第四百四十四条において準用する場合を含む。）の規定による措置命令、第五十六条第七項（第四百四十四条において準用する場合を含む。）の規定による業務停止命令又は役員の解職勧告、第五十六条第八項の規定による解散命令並びに同条第九項（第四百四十四条において準用する場合を含む。）の規定による弁明の機会の付与及び通知

別表第四次世代育成・青少年課の項部長の欄第二号の14中「第五十七条の二第一項」の下に「（第四百四十四条において準用する場合を含む。）」を加え、「同条第二項」を「第五十七条の二第二項（第四百四十四条において準用する場合を含む。）」に改め、同号に次のように加える。

16 第二百二十五条の規定による社会福祉連携推進法人の認定

17 第三百三十九条第一項の規定による定款の変更の認可

18 第四百十条の規定による社会福祉連携推進方針の変更の認定

19 第四百十二条の規定による代表理事の選定及び解職の認可

20 第四百十五条第一項及び第二項の規定による社会福祉連携推進認定の取消し

別表第四次世代育成・青少年課の項課長の欄第四号の1中「第五十六条第一項」の下に「(第四百四十四条において準用する場合を含む。)」を加え、同号の2中「同条第三項」の下に「(第四百四十四条において準用する場合を含む。)」を加え、「同条第六項」を「第五十九条の二第六項(第四百四十四条において準用する場合を含む。)」に改め、同表次世代育成・青少年課のこども未来応援室の項部長の欄第六号の3中「において」を「及び第四百四十三条第一項において」に改め、同号の12を次のように改める。

12 第五十六条第四項(第四百四十四条において準用する場合を含む。 )の規定による勧告、第五十六条第五項(第四百四十四条において準用する場合を含む。 )の規定による公表、第五十六条第六項(第四百四十四条において準用する場合を含む。 )の規定による措置命令、第五十六条第七項(第四百四十四条において準用する場合を含む。 )の規定による業務停止命令又は役員解職勧告、第五十六条第八項の規定による解散命令並びに同条第九項(第四百四十四条において準用する場合を含む。 )の規定による弁明の機会の付与及び通知

別表第四次世代育成・青少年課のこども未来応援室の項部長の欄第六号の14中「第五十七条の二第一項」の下に「(第四百四十四条において準用する場合を含む。 )」を加え、「同条第二項」を「第五十七条の二第二項(第四百四十四条において準用する場合を含む。 )」に改め、同号に次のように加える。

18 第二百二十五条の規定による社会福祉連携推進法人の認定

19 第三百三十九条第一項の規定による定款の変更の認可

20 第四百十条の規定による社会福祉連携推進方針の変更の認定

21 第四百十二条の規定による代表理事の選定及び解職の認可

22 第四百十五条第一項及び第二項の規定による社会福祉連携推進認定の取消し

別表第四次世代育成・青少年課のこども未来応援室の項部長の欄第十二号の1中「第五十六条第一項」の下に「(第四百四十四条において準用する場合を含む。 )」を加え、同号の2中「同条第三項」の下に「(第四百四十四条において準用する場合を含む。 )」を加え、「同条第六項」を「第五十九条の二第六項(第四百四十四条において準用する場合を含む。 )」に改め、同表保健福祉政策課の項部長の欄第一号の4中「において」を「及び第四百四十三条第一項において」に改め、同号の13を次のように改める。

13 第五十六条第四項(第四百四十四条において準用する場合を含む。 )の規定による勧告、第五十六条第五項(第四百四十四条において準用する場合を含む。 )の規定による公表、第五十六条第六項(第四百四十四条において準用する場合を含む。 )の規定による措置命令、第五十六条第七項(第四百四十四条において準用する場合を含む。 )の規定による業務停止命令又は役員解職勧告、第五十六条第八項の規定による解散命令並びに同条第九項(第四百四十四条において準用する場合を含む。 )の規定による弁明の機会の付与及び通知

別表第四保健福祉政策課の項部長の欄第一号の15中「第五十七条の二第一項」の下に「(第四百四十四条において準用する場合を含む。)」を加え、「同条第二項」を「第五十七条の二第二項(第四百四十四条において準用する場合を含む。)」に改め、同号に次のように加える。

20 第二百二十五条の規定による社会福祉連携推進法人の認定

21 第三百三十九条第一項の規定による定款の変更の認可

22 第四百十条の規定による社会福祉連携推進方針の変更の認定

23 第四百十二条の規定による代表理事の選定及び解職の認可

24 第四百十五条第一項及び第二項の規定による社会福祉連携推進認定の取消し

別表第四保健福祉政策課の項課長の欄第二号の1中「第五十六条第一項」の下に「(第四百四十四条において準用する場合を含む。)」を加え、同号の2中「同条第三項」の下に「(第四百四十四条において準用する場合を含む。)」を加え、「同条第六項」を「第五十九条の二第六項(第四百四十四条において準用する場合を含む。)」に改め、同表国保・自立支援課の項部長の欄第一号の17中「第八十一条の二第四項」を「第八十一条の二第五項」に改め、同欄第三号の3中「において」を「及び第四百四十三条第一項において」に改め、同号の12を次のように改める。

12 第五十六条第四項(第四百四十四条において準用する場合を含む。)の規定による勧告、第五十六条第五項(第四百四十四条において準用する場合を含む。)の規定による公表、第五十六条第六項(第四百四十四条において準用する場合を含む。)の規定による措置命令、第五十六条第七項(第四百四十四条において準用する場合を含む。)。の規定による業務停止命令又は役員解職勧告、第五十六条第八項の規定による解散命令並びに同条第九項(第四百四十四条において準用する場合を含む。)の規定による弁明の機会の付与及び通知

別表第四国保・自立支援課の項部長の欄第三号の14中「第五十七条の二第一項」の下に「(第四百四十四条において準用する場合を含む。)」を加え、「同条第二項」を「第五十七条の二第二項(第四百四十四条において準用する場合を含む。)」に改め、同号に次のように加える。

19 第二百二十五条の規定による社会福祉連携推進法人の認定

20 第三百三十九条第一項の規定による定款の変更の認可

21 第四百十条の規定による社会福祉連携推進方針の変更の認定

22 第四百十二条の規定による代表理事の選定及び解職の認可

23 第四百十五条第一項及び第二項の規定による社会福祉連携推進認定の取消し

別表第四国保・自立支援課の項課長の欄第四号の1中「第五十六条第一項」の下に「(第四百四十四条において準用する場合を含む。)」を加え、同号の2中「同条第三項」の下に「(第四百四十四条において準用する場合を含む。)」を加え、「同条第六項」を「第五十九条の二第六項(第四百四十四条において準用する場合を含む。)」に改め、同表健康づくり課の項部長の欄第十六号の3中「において」を「及び第四百四十三条第一項において」に改め、同号の12を次のように改める。

12 第五十六条第四項(第四百四十四条において準用する場合を含む。)の規定による勧告、第五十六条第五項(第四百四十四条において準用する場合を含む。)の規定に

よる公表、第五十六条第六項（第四百四十四条において準用する場合を含む。）の規定による措置命令、第五十六条第七項（第四百四十四条において準用する場合を含む。）の規定による業務停止命令又は役員解職勧告、第五十六条第八項の規定による解散命令並びに同条第九項（第四百四十四条において準用する場合を含む。）の規定による弁明の機会の付与及び通知

別表第四健康づくり課の項部長の欄第十六号の14中「第五十七条の二第二項」の下に「（第四百四十四条において準用する場合を含む。）」を加え、「同条第二項」を「第五十七条の二第二項（第四百四十四条において準用する場合を含む。）」に改め、同号に次のように加える。

17 第二百二十五条の規定による社会福祉連携推進法人の認定

18 第三百三十九条第一項の規定による定款の変更の認可

19 第四百十条の規定による社会福祉連携推進方針の変更の認定

20 第四百十二条の規定による代表理事の選定及び解職の認可

21 第四百十五条第一項及び第二項の規定による社会福祉連携推進認定の取消し

別表第四健康づくり課の項課長の欄第十号の1中「第五十六条第一項」の下に「（第四百四十四条において準用する場合を含む。）」を加え、同号の2中「同条第三項」の下に「（第四百四十四条において準用する場合を含む。）」を加え、「同条第六項」を「第五十九条の二第六項（第四百四十四条において準用する場合を含む。）」に改め、同表長寿いきがい課の項部長の欄第一号の3中「において」を「及び第四百四十三条第一項において」に改め、同号の12を次のように改める。

12 第五十六条第四項（第四百四十四条において準用する場合を含む。）の規定による勧告、第五十六条第五項（第四百四十四条において準用する場合を含む。）の規定による公表、第五十六条第六項（第四百四十四条において準用する場合を含む。）の規定による措置命令、第五十六条第七項（第四百四十四条において準用する場合を含む。）の規定による業務停止命令又は役員解職勧告、第五十六条第八項の規定による解散命令並びに同条第九項（第四百四十四条において準用する場合を含む。）の規定による弁明の機会の付与及び通知

別表第四長寿いきがい課の項部長の欄第一号の14中「第五十七条の二第一項」の下に「（第四百四十四条において準用する場合を含む。）」を加え、「同条第二項」を「第五十七条の二第二項（第四百四十四条において準用する場合を含む。）」に改め、同号に次のように加える。

18 第二百二十五条の規定による社会福祉連携推進法人の認定

19 第三百三十九条第一項の規定による定款の変更の認可

20 第四百十条の規定による社会福祉連携推進方針の変更の認定

21 第四百十二条の規定による代表理事の選定及び解職の認可

22 第四百十五条第一項及び第二項の規定による社会福祉連携推進認定の取消し

別表第四長寿いきがい課の項課長の欄第一号の1中「第五十六条第一項」の下に「（第四百四十四条において準用する場合を含む。）」を加え、同号の2中「同条第三項」の下に「（第四百四十四条において準用する場合を含む。）」を加え、「同条第六項」を「第五十九条の二第六項（第四百四十四条において準用する場合を含む。）」に改め、同表障がい福

社課の項部長の欄第六号の3中「において」を「及び第四百三十三条第一項において」に改め、同号の12を次のように改める。

- 12 第五十六条第四項（第四百四十四条において準用する場合を含む。）の規定による勧告、第五十六条第五項（第四百四十四条において準用する場合を含む。）の規定による公表、第五十六条第六項（第四百四十四条において準用する場合を含む。）の規定による措置命令、第五十六条第七項（第四百四十四条において準用する場合を含む。）の規定による業務停止命令又は役員解職勧告、第五十六条第八項の規定による解散命令並びに同条第九項（第四百四十四条において準用する場合を含む。）の規定による弁明の機会の付与及び通知

別表第四障がい福祉課の項部長の欄第六号の14中「第五十七条の二第一項」の下に「（第四百四十四条において準用する場合を含む。）」を加え、「同条第二項」を「第五十七条の二第二項（第四百四十四条において準用する場合を含む。）」に改め、同号に次のように加える。

- 18 第二百二十五条の規定による社会福祉連携推進法人の認定
- 19 第三百三十九条第一項の規定による定款の変更の認可
- 20 第四百四十条の規定による社会福祉連携推進方針の変更の認定
- 21 第四百四十二条の規定による代表理事の選定及び解職の認可
- 22 第四百四十五条第一項及び第二項の規定による社会福祉連携推進認定の取消し

別表第四障がい福祉課の項部長の欄第五号の1中「第五十六条第一項」の下に「（第四百四十四条において準用する場合を含む。）」を加え、同号の2中「同条第三項」の下に「（第四百四十四条において準用する場合を含む。）」を加え、「同条第六項」を「第五十九条の二第六項（第四百四十四条において準用する場合を含む。）」に改め、同表農林水産政策課の項部長の欄第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。

- 十 農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）に関する次のこと。
    - 1 第五条第一項の規定による基本方針の策定、同条第五項の規定による基本方針の変更、同条第六項の規定による意見の聴取及び同条第七項の規定による公表
    - 2 第八条第一項の規定による承認及び同条第四項（第九条第二項において準用する場合を含む。）の規定による公告
    - 3 第九条第一項の規定による承認
    - 4 第十条第一項の規定による承認の取消し及び同条第二項の規定による公告
    - 5 第十二条第一項の規定による農業経営改善計画の認定（第十三条の二第一項第一号の当該二以上の同意市町村の区域が一の徳島県東部農林水産局又は総合県民局の所管区域を越える場合に限る。）
    - 6 第十三条第一項の規定による農業経営改善計画の変更の認定及び同条第二項の規定による認定の取消し（第十三条の二第一項第一号の当該二以上の同意市町村の区域が一の徳島県東部農林水産局又は総合県民局の所管区域を越える場合に限る。）
- 別表第四農林水産政策課の項部長の欄第十五号の8及び9中「第四十三条第二項」を「第四十一条第二項」に改め、同表もうかるブランド推進課の項を次のように改める。

<p>一 卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）に関する次のこと。</p> <p>1 第十三条第一項の規定による認定及び同条第六項の規定による公示</p> <p>2 第十四条において準用する第六条第二項の規定による届出の受理</p> <p>3 第十四条において準用する第七条の規定による届出の受理</p> <p>4 第十四条において準用する第八条第二項の規定による届出の受理及び第十四条において準用する第八条第三項の規定による公示</p> <p>5 第十四条において準用する第九条の規定による指導及び助言</p> <p>6 第十四条において準用する第十条の規定による措置命令</p> <p>7 第十四条において準用する第十一条第一項の規定による認定の取消し及び第十四条において準用する第十一条第二項の規定による公示</p> <p>8 第十四条において準用する第十二条第一項の規定による報告の受理</p> <p>二 主要農作物奨励品種決定のための基本調査の施行</p> <p>三 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成六年法律第百十三号）に関する次のこと。</p> <p>1 第七条の三第一項の規定による勧告及び同条第二項の規定による措置命令</p> <p>2 第五十二条第一項の規定によ</p>	<p>一 卸売市場法第十四条において準用する同法第十二条第二項の規定による報告若しくは資料の提出の要求又は当該職員による立入検査</p> <p>二 果樹農業振興特別措置法（昭和三十六年法律第十五号）に関する次のこと。</p> <p>1 第二条の三第一項の規定による果樹農業振興計画の策定並びに同条第六項（第二条の四において準用する場合を含む。）の規定による果樹農業振興計画の提出及びその概要の公表</p> <p>2 第四条の規定による果樹園経営計画の認定</p> <p>3 第四条の八の規定による業務実施の協力に関する勧告</p> <p>4 第六条の規定による果実等の生産等の状況に関する情報の提供</p> <p>5 第八条の規定による果実等の生産者等からの報告の徴収</p> <p>三 野菜生産出荷安定法（昭和四十一年法律第百三号）に関する次のこと。</p> <p>1 第五条（第七条第二項において準用する場合を含む。）の規定による野菜指定産地の指定等の申出</p> <p>2 第八条第六項（第九条第二項において準用する場合を含む。）の規定による生産出荷近代化計画の提出及びその概要の公表</p> <p>3 第九条第一項の規定による生産出荷近代化計画の変更の届出</p> <p>4 第十五条の規定による対象野</p>
--	---

- 
- 
- る報告の徴収又は職員による立入検査若しくは質問
  - 四 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行令（平成七年政令第九十八号）第十七条第三項の規定による報告
  - 五 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律第十条第一項の規定による報告の徴収又は職員による立入検査若しくは質問
  - 六 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律施行令第七条第三項及び第四項の規定による報告

- 
- 菜の出荷に関する勧告
  - 四 原種ほ産以外の種子を指定種子生産ほ場に原種として使用することの決定
  - 五 災害等緊急時における準種子の供用
  - 六 主要農作物の奨励品種の決定
  - 七 農産物検査法（昭和二十六年法律第百四十四号）に関する次のこと。
  - 1 第十六条の規定による職員による表示の除去若しくは抹消又は検査証明書の返還要求
  - 2 第十七条第二項（第十八条第三項及び第十九条第三項において準用する場合を含む。）の規定による登録並びに第十七条第六項（第十八条第三項及び第十九条第三項において準用する場合を含む。）及び第九項の規定による公示
  - 3 第十八条第四項の規定による公示
  - 4 第二十一条第二項の規定による変更命令
  - 5 第二十二条の規定による適合命令
  - 6 第二十三条の規定による改善命令
  - 7 第二十四条第一項の規定による登録の取消し、同条第二項の規定による登録の取消し又は業務の停止命令、同条第三項の規定による登録の取消し及び同条第四項の規定による公示
  - 8 第三十条第一項及び第二項の規定による報告の徴収
  - 9 第三十一条第一項及び第二項の規定による職員による立入調査又は質問



別表第四畜産振興課の項部長の欄に次の一号を加える。

十二 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和三年法律第三十四号）に関する次のこと。

- 1 第十五条第一項から第四項までの規定による措置命令及び同条第五項（第十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定による代執行をなす旨の決定
- 2 第十六条第二項の規定による認定の取消し並びに同条第三項の規定による通知及び公表

- 3 第十八条第一項の規定による工事中の認定畜舎等に対する措置命令

別表第四畜産振興課の項課長の欄中第三十一号を第三十四号とし、第三十号を第三十三号とし、第二十九号の次に次の三号を加える。

- 三十 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律に関する次のこと。
  - 1 第三条第一項の規定による畜舎建築利用計画の認定並びに同条第六項（第四条第三項において準用する場合を含む。）の規定による通知及び公表
  - 2 第四条第一項の規定による畜舎建築利用計画の変更の認定
  - 3 第六条第二項の規定による仮使用の認定
  - 4 第十条第一項から第三項までの規定による承継の認可
  - 5 第十四条第一項の規定による認定畜舎等の利用の状況等の報告の要求、同条第二項の規定による物件の提出の要求及び同条第三項の規定による職員による立入検査等又は質問

三十一 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則（令和三年 農林水産省 国土交通省 令 第六号）に関する次のこと。

- 1 第四十八条第二項の規定による認定
  - 2 第七十一条第二項の規定による通知書の交付
  - 3 第七十二条第四項の規定による通知書の交付
  - 三十二 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行条例（令和四年徳島県条例第十五号）第三条ただし書の規定による認定
- 別表第四スマート林業課の項部長の欄中第十四号を第十五号とし、第十三号を第十四号とし、同号の前に次の一号を加える。

十三 脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成二十二年法律第三十六号）に関する次のこと。

- 1 第十一条第一項の規定による都道府県方針の策定並びに同条第三項の規定による都道府県方針の公表及び関係市町村長への通知

- 2 第十五条第一項の規定による建築物木材利用促進協定の締結

別表第四スマート林業課の項部長の欄中第十二号を削り、第十一号を第十二号とし、第十号の次に次の一号を加える。

十一 森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成二十年法律第三十二号）第

四条第一項の規定による基本方針の策定及び同条第五項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定による農林水産大臣との協議

別表第四スマート林業課の項課長の欄中第二十六号を第三十号とし、第二十五号を第二十九号とし、同号の前に次の二号を加える。

二十七 徳島県立木のおもちゃ美術館の設置及び管理に関する条例（令和二年徳島県条例第七十四号）に関する次のこと。

- 1 第四条第二号の規定による補修等の指定
  - 2 第五条第二項の規定による臨時に休館すること等の承認
  - 3 第六条第二項の規定による供用時間を臨時に変更することの承認
  - 4 第十一条第三項の規定による使用料の全部又は一部の免除
  - 5 第十二条ただし書の規定による賠償責任の全部又は一部の免除
- 二十八 徳島県立木のおもちゃ美術館管理規則（令和三年徳島県規則第四十五号）に関する次のこと。

- 1 第四条の規定による利用者心得等の制定
- 2 第五条第一項ただし書及び第二項ただし書の規定による使用料の徴収の時期及び方法の特例の決定
- 3 第六条ただし書の規定による使用料の全部又は一部の還付

別表第四スマート林業課の項課長の欄中第二十四号を第二十六号とし、第二十一号から第二十三号までを二号ずつ繰り下げ、第二十号を第二十二号とし、同号の前に次の一号を加える。

二十一 脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律第十七条第四項（第十八条第四項において準用する場合を含む。）の規定による農林水産大臣との協議及び同意並びに第十七条第五項（第十八条第四項において準用する場合を含む。）の規定による都道府県森林審議会及び関係市町村長の意見の聴取

別表第四スマート林業課の項課長の欄中第十九号を第二十号とし、第十八号の次に次の一号を加える。

十九 森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法に関する次のこと。

- 1 第四条第五項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定による関係市町村長の意見の聴取並びに同条第六項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定による基本方針の公表、関係市町村長への通知及び農林水産大臣への報告
- 2 第五条第七項（同条第九項において準用する場合を含む。）の規定による市町村との協議

3 第九条第一項の規定による特定増殖事業計画の認定、同条第四項（第十条第四項において準用する場合を含む。）の規定による市町村の長の意見の聴取（認定特定増殖事業計画に係る区域が一の徳島県東部農林水産局又は総合県民局（以下この号において「東部農林水産局等」という。）の所管区域を越える場合に限る。）及び第九条第五項（第十条第四項において準用する場合を含む。）の規定による市町村の長への通知

4 第十条第一項の規定による認定特定増殖事業計画の変更の認定、同条第二項及び

第三項の規定による認定特定増殖事業計画の認定の取消し並びに同項の規定による認定特定増殖事業計画の変更の指示（認定特定増殖事業計画に係る区域が一の東部農林水産局等の所管区域を越える場合に限る。）。

5 第十四条第一項の規定による特定植栽事業計画の認定、同条第四項（第十五条第四項において準用する場合を含む。）の規定による市町村の長の意見の聴取（特定植栽事業計画に係る区域が一の東部農林水産局等の所管区域を越える場合に限る。）及び第十四条第五項（第十五条第四項において準用する場合を含む。）の規定による市町村の長への通知

6 第十五条第一項の規定による認定特定植栽事業計画の変更の認定、同条第二項及び第三項の規定による認定特定植栽事業計画の認定の取消し並びに同項の規定による認定特定植栽事業計画の変更の指示（認定特定植栽事業計画に係る区域が一の東部農林水産局等の所管区域を越える場合に限る。）

別表第四道路整備課の項部長の欄第四号中44を46とし、31から43までを2ずつ繰り下げ、同号の30中「第四十八条の四十八第三項」を「第四十八条の六十二第三項」に改め、同30を同号の32とし、同号の29中「第四十八条の四十六第一項」を「第四十八条の六十第一項」に改め、同29を同号の31とし、同号中28を30とし、27を29とし、26を28とし、同28の前に次のように加える。

27 第四十八条の二十九の二第二項の規定による国土交通大臣との協議及び同意

別表第四道路整備課の項部長の欄第四号中25を26とし、16から24までを1ずつ繰り下げ、同号の15中「第四十七条の十一第一項」を「第四十七条の二十一第一項」に改め、同15を同号の16とし、同号の14中「第四十七条の八第一項」を「第四十七条の十八第一項」に改め、同14を同号の15とし、同号の13中「第四十七条の六第三項」を「第四十七条の十六第三項」に改め、同13を同号の14とし、同号の12の次に次のように加える。

13 第四十四条の二第一項の規定による届出対象区域の指定

別表第四道路整備課の項部長の欄第二号中30を33とし、29を32とし、同号の28中「第四十八条の四十八第四項」を「第四十八条の六十二第四項」に改め、同28を同号の31とし、同号の27中「第四十八条の四十六第二項」を「第四十八条の六十第二項」に改め、同27を同号の30とし、同号中26を29とし、25を28とし、24を27とし、23を26とし、同26の前に次のように加える。

24 第四十八条の二十九の五第一項の規定による災害応急対策施設管理協定の締結

25 第四十八条の二十九の六第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定による公告及び同条第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定による公示

別表第四道路整備課の項部長の欄第二号中22を23とし、17から21までを1ずつ繰り下げ、同号の16中「第四十七条の十一第三項」を「第四十七条の二十一第三項」に改め、同16を同号の17とし、同号の15中「第四十七条の八第二項」を「第四十七条の十八第二項」に改め、同15を同号の16とし、同号の14中「第四十七条の六第五項」を「第四十七条の十六第五項」に改め、同14を同号の15とし、同号の13中「第四十七条の四」を「第四十七条の十四」に改め、同13を同号の14とし、同号中12を13とし、11を12とし、10を11とし、同号の9中「第四十四条の二第三項」を「第四十四条の三第三項」に改め、同9を同号の10と

し、同号の8の次に次のように加える。

9 第四十四条の二第二項の規定による届出対象区域の公示別表第四道路整備課の項課長の欄第三号の2中「第六条第五項」を「第六条第七項」に改め、同表住宅課の項部長の欄第十三号を次のように改める。

十三 マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年法律第四百十九号）第五条の十二第一項の規定による指定認定事務支援法人の指定

別表第四住宅課の建築指導室の項部長の欄中第二十二号を第二十三号とし、第二十一号を第二十二号とし、第二十号を第二十一号とし、第十九号の次に次の一号を加える。

二十 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第二百二十三号）第八条第三項（同法附則第三条第三項において準用する場合を含む。）の規定による耐震診断の代執行の決定

別表第四住宅課の建築指導室の項課長の欄中第十五号を削り、同表住宅課の項課長の欄中第十四号を第十五号とし、第十三号の次に次の一号を加える。

十四 マンションの管理の適正化の推進に関する法律に関する次のこと。

1 第五条の四（第五条の六第二項及び第五条の七第二項において準用する場合を含む。）の規定による管理計画の認定

2 第五条の八の規定による報告の徴収

3 第五条の九の規定による改善命令

4 第五条の十第一項の規定による管理計画の認定の取消し

別表第四住宅課の建築指導室の項課長の欄第二十六号の6中「の場所等の決定」を「に関する規程の制定」に改め、同欄第三十二号中「こと（」の下に「6及び7を除き、」を加え、同号に次のように加える。

6 第十八条第一項の規定による容積率の特例の許可

7 第十八条第二項において準用する建築基準法第四十四条第二項の規定による建築審査会への諮問

8 第十八条第二項において準用する建築基準法第九十三条第一項の規定による消防長等に対する同意の要請

別表第四住宅課の建築指導室の項課長の欄中第四十一号を第四十二号とし、第三十三号から第四十号までを一号ずつ繰り下げ、第三十二号の次に次の一号を加える。

三十三 特定都市河川浸水被害対策法に関する次のこと。

1 第六十六条の規定による特定建築行為の許可

2 第六十八条第四項（第七十一条第五項において準用する場合を含む。）の規定による建築主事を置かない市の市長との協議

3 第七十一条第一項の規定による変更の許可

別表第四営繕課の項課長の欄に次の一号を加える。

三 独立行政法人住宅金融支援機構法（平成十七年法律第八十二号）第十六条第三項の規定による受託業務についての報告

別表第四水管理政策課の項を次のように改める。

水管理

一 河川法に関する次のこと。

一 河川法に関する次のこと。

- 1 第二十三条の規定による許可（期間更新の許可を除く。）
  - 2 第二十三条の二の規定による登録（期間更新の登録を除く。）
  - 3 第二十四条の規定による許可（第二十三条の規定による許可（期間更新の許可を除く。）又は第二十三条の二の規定による登録（期間更新の登録を除く。））に關連する許可に限る。）
  - 4 第二十六条第一項の規定による許可（第二十三条の規定による許可若しくは第二十三条の二の規定による登録に關連するもの、第三十条第一項の規定による完成検査を受けなければならない工作物に係るもの又は河口付近の海面において河川の流水を貯留し、若しくは停滞させるための工作物に係るものに限る。）並びに第二十六条第四項ただし書及び第五項の規定による特定樹林帯区域の指定、変更又は廃止
  - 5 第二十七条第一項の規定による許可（第二十三条の規定による許可又は第二十三条の二の規定による登録に關連するものに限る。）及び第二十七条第四項の規定による許可をし、又は協議に應じない区域の決定
  - 6 第四十二条第二項の規定による裁定
  - 7 第四十三条第一項ただし書の規定による関係河川使用者の受ける損失の程度を事前に確定することができない旨又は損失防止施設の設置が事後でよい旨の決定
- 1 第三十八条の規定による通知
  - 2 第四十四条第一項の規定による指示
  - 3 第四十九条の規定による洪水時におけるダムの操作に關する記録の提出の要求
  - 4 第五十二条の規定による指示

- 8 第四十七条第一項の規定による承認及び同条第四項の規定による操作規程の変更命令
- 9 第五十三条第三項の規定によるあつせん又は調停
- 10 第五十三条の二第一項の規定による承認及び同条第三項の規定による承認の取消し
- 二 河川法施行条例に関する次のこと。
  - 1 第七条の規定による流水占用料等の徴収（河川法第二十三条の規定による許可若しくは同法第二十三条の二の規定による登録に係るもの又は当該許可又は登録に関連する同法第二十四条の規定による許可に係るものに限る。）
  - 2 第十条の規定による流水占用料等の減免（河川法第二十三条の規定による許可若しくは同法第二十三条の二の規定による登録に係るもの又は当該許可若しくは登録に関連する同法第二十四条の規定による許可に係るものに限る。）
  - 三 特定都市河川浸水被害対策法第三条第八項（同条第十一項において準用する場合を含む。）の規定による国土交通大臣からの意見の聴取に対する回答
  - 四 宮川内ダム操作規則（昭和四十五年徳島県規則第七十三号）第十条ただし書の規定による承認
  - 五 正木ダム操作規則（昭和五十三年徳島県規則第三十六号）第十八条ただし書の規定による承認

別表第四河川整備課の項部長の欄中第十一号を第十二号とし、第七号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、同欄第六号中「水防法」の下に「（昭和二十四年法律第九十三号）

「」を加え、同号と同欄第七号とし、同欄中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 特定都市河川浸水被害対策法に関する次のこと。

- 1 第三条第九項（同条第十一項において準用する場合を含む。）の規定による意見の聴取
- 2 第四条第一項の規定による流域水害対策計画の策定、同条第四項（同条第十二項において準用する場合を含む。）の規定による国土交通大臣との協議及び同条第十項（同条第十二項において準用する場合を含む。）の規定による流域水害対策計画の公表
- 3 第八条第三項の規定による雨水貯留浸透施設の区域の公示
- 4 第九条第一項の規定による負担の決定
- 5 第五十三条第一項の規定による貯留機能保全区域の指定及び同条第四項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定による公示
- 6 第五十六条第一項の規定による浸水被害防止区域の指定、同条第三項（同条第十項において準用する場合を含む。）の規定による公告及び縦覧、同条第六項（同条第十一項において準用する場合を含む。）の規定による公示並びに同条第十項の規定による解除

別表第四河川整備課の項課長の欄中第十五号を第十六号とし、第五号から第十四号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五 特定都市河川浸水被害対策法に関する次のこと。

- 1 第十一条第一項の規定による雨水貯留浸透施設整備計画の認定
- 2 第十四条第一項の規定による雨水貯留浸透施設整備計画の変更の認定
- 3 第十九条第一項及び第二項の規定による管理協定の締結
- 4 第二十一条第一項（第二十三条において準用する場合を含む。）の規定による公告及び縦覧
- 5 第二十二条（第二十三条において準用する場合を含む。）の規定による管理協定の公示
- 6 第二十八条第一項の規定による雨水貯留浸透施設整備計画の取消し
- 7 第三十条の規定による雨水浸透阻害行為の許可
- 8 第三十七条第一項の規定による雨水浸透阻害行為の変更の許可
- 9 第三十九条第一項の規定による雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為の許可
- 10 第四十一条第一項の規定による監督処分、同条第二項の規定による公告及び同条第三項の規定による公示
- 11 第四十四条第一項の規定による保全調整池の指定並びに同条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による公示及び通知
- 12 第四十六条第二項の規定による通知
- 13 第四十八条第一項の規定による管理協定の締結
- 14 第四十九条第一項（第五十一条において準用する場合を含む。）の規定による公告及び縦覧

15 第五十条第一項（第五十一条において準用する場合を含む。）の規定による管理協定の締結の公告

16 第五十五条第二項の規定による通知

17 第五十七条第一項の規定による特定開発行為の許可

18 第六十二条第一項の規定による変更の許可

19 第六十三条第二項の規定による検査済証の交付及び同条第三項の規定による工事が完了した旨等の公告

別表第四砂防防災課の項の項名を「砂防・気候防災課」に改め、同項部長の欄に次の一号を加える。

九 水防法第七条第一項の規定による水防計画の策定及び同条第六項の規定による国土交通大臣等への報告

別表第四砂防防災課の項課長の欄に次の一号を加える。

七 水防法第四十九条第一項の規定による資料の提出命令又は当該職員等による土地への立入り

別表第四水・環境課の項課長の欄第二号の2中「第二十五条の十四」を「第二十五条の二十六」に改め、同号の3中「第二十五条の十五第一項」を「第二十五条の二十七第一項」に改め、同号の4中「第二十五条の十六第一項」を「第二十五条の二十八第一項」に改め、同号の5中「第二十五条の十八」を「第二十五条の三十第一項」に改め、同表法人検査課の項課長の欄第六号の1中「の規定」を「（第四百四十四条において準用する場合を含む。）の規定」に改める。

別表第四の二その二の表第一号の31中「二千万円以上」を「三千万円以上」に、「二千万円未満」を「三千万円未満」に改める。

別表第四の四農林水産基盤整備局長の項を削る。

別表第五会計管理者の権限に属する事項の表会計課長の欄第四号の5、31及び32中「領収書」を「領収証書」に改め、同表の備考中「旅費」を「報酬、給料、職員手当等及び旅費」に改める。

別表第五の三第二号中「第十号」を「第九号」に改める。

別表第六徳島県東部農林水産局長の項第一号中「（昭和五十五年法律第六十五号）」を削り、同表徳島県東部県土整備局長の項第十五号の7中「第四十七条の四」を「第四十七条の十四第一項及び第二項」に改め、同号の9中「第四十八条の四十七」を「第四十八条の六十四」に改め、同項第十六号中「第四条の二」を「第四条の二第一項」に改める。

別表第六の三徳島県立農林水産総合技術支援センター所長の項中第六号を削り、第七号を第六号とし、同項第八号の5中「第二十二條の二第二項」を「第二十一条第二項及び第二十二條の二第二項」に改め、同号を同項第七号とし、同号の次に次の一号を加える。

八 持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成十一年法律第百十号）に関する次のこと。

1 第三条第一項の規定による導入指針の策定、同条第四項の規定による導入指針の変更及び同条第五項の規定による導入指針の公表

2 第四条第一項の規定による導入計画の認定

3 第五条第一項の規定による導入計画の変更の認定及び同条第二項の規定による導



入計画の認定の取消し

4 第九条の規定による認定農業者からの報告の徴収

別表第六の三徳島県阿南安芸自動車道用地推進センター所長の項第一号中「阿南安芸自動車道等建設工事」を「阿南安芸自動車道の建設工事並びに阿南安芸自動車道に連結する一般国道百九十五号及び県道久尾穴喰浦線」に、「と連結する」を「に連結する」に、「県道阿南小松島線建設工事」を「県道阿南小松島線の建設工事」に改める。

別表第七第十号の4中「第十二条第一項」を「第十二条第二項」に、「第十二条第三項」を「第十二条第三項」に改め、同表第二十六号の1中「公告又は」を削る。

別表第十グローバル・文化教育課の項を削り、同表生涯学習課の項副教育長の欄に次の五号を加える。

二 徳島県立学校使用料、手数料徴収条例に関する次のこと。

1 第四条の二の規定による授業料又は受講料の納付の時期の決定

2 第五条の規定による入学料、授業料、受講料又は聴講料の減免

3 第六条の規定による授業料又は受講料の減免

4 第八条ただし書の規定による還付の決定

三 徳島県奨学金貸与条例（平成十四年徳島県条例第三十五号）に関する次のこと。

1 第三条第二項の規定による奨学金の貸与の決定

2 第六条の規定による奨学金の貸与の決定の取消し

3 第八条の規定による奨学金の返還の猶予

4 第九条の規定による奨学金の返還の免除

5 第十一条第一項に規定する徳島県奨学金審査委員会の庶務に関する事務の処理

四 徳島県奨学金貸与条例施行規則（平成十四年徳島県規則第二十六号）第三条の二第

三項の規定による徳島県奨学生採用候補者の決定

五 徳島県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与条例（昭和四十九年徳島

県条例第五十号）第二条の規定による修学奨励金の貸与契約の締結

六 徳島県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与条例施行規則（昭和四十

九年徳島県規則第七十四号）第十一条の規定による修学奨励金の貸与に関する必要な

事項の決定

別表第十生涯学習課の項課長等の欄に次の四号を加える。

二 徳島県奨学金貸与条例に関する次のこと。

1 第七条の規定による奨学金の返還に係る当該返還金の徴収

2 第十条第一項の規定による延滞利息の徴収

三 徳島県奨学金貸与条例施行規則に関する次のこと。

1 第三条第一項の規定による奨学金の貸与の申請期限の決定

2 第三条の二第一項の規定による奨学金の貸与の事前申請期限の決定及び同条第四

項の規定による奨学生採用辞退届の提出期限の決定

3 第五条の規定による奨学金の交付の時期の決定

4 第六条の規定による奨学金継続届の受理

5 第七条第一項の規定による氏名等変更届等の受理及び同条第四項の規定による奨

学生等死亡届の受理

- 6 第十条第一項の規定による奨学金借用証書の提出期限の決定
  - 7 第十一条第一項の規定による氏名等変更届等の受理及び同条第三項の規定による奨学生等死亡届の受理
  - 8 第十六条の規定による奨学金の貸与及び返還等に関し必要な事項の決定
- 四 徳島県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与条例に関する次のこと。
- 1 第四条ただし書の規定による修学奨励金の貸与方法の特例の決定
  - 2 第六条第一項の規定による貸与契約の解除及び同条第二項前段の規定による貸与の休止
  - 3 第七条の規定による返還の債務の免除
  - 4 第八条の規定による修学奨励金の返還に係る当該返還金の徴収
  - 5 第九条の規定による返還の債務の全部又は一部の免除
  - 6 第十条本文の規定による返還の債務の履行の猶予
  - 7 第十一条の規定による延滞利息の徴収
- 五 徳島県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与条例施行規則に関する次のこと。
- 1 第三条の規定による貸与の決定をした旨の通知
  - 2 第五条の規定による受領書の受理
  - 3 第六条第二項の規定による返還の債務の免除又はその履行の猶予を決定した旨の通知
  - 4 第八条第一項の規定による返還明細書の受理並びに同条第二項の規定による返還方法及び返還額の変更の承認
  - 5 第九条の規定による所得等を証する書類等の受理
  - 6 第十条の規定による届出の受理

#### 附 則

この訓令は、令和四年四月一日から施行する。